

仕 様 書

件 名：「優秀映画鑑賞推進事業」運営・管理業務一式

第1条 適用

本仕様書は、「優秀映画鑑賞推進事業」運営・管理業務に適用する。

第2条 目的

本業務は、広く国民に優れた映画鑑賞の機会を提供するため、文化庁との共催により、日本各地の公立文化施設などと連携・協力して、フィルムセンターが所蔵するフィルムの巡回上映を全国で実施する「優秀映画鑑賞推進事業」について、円滑な運用・管理を行うことを目的とする。

第3条 会場等予定数

平成22年度 申請都道府県数（予定）： 45都道府県

平成22年度 実施会場数（予定）： 190会場

第4条 実施内容

1. 年間スケジュール表の作成（4月～5月上旬）
各都道府県からの回答文を基に次の作業を実施する。
 - ①各上映会場にかかる希望プログラム、希望年月日の一覧表を作成
 - ②都道府県別担当者の一覧表を作成
 - ③月間カレンダーの作成（希望プログラムと希望年月日を書き込む）
 - ④スケジュール表の作成
 - *次上映会場への搬送には5日間程度の余裕を持つ。
 - *近隣の会場で、プログラムが重複しないよう配慮する。
2. 内定通知の送付（5月上旬）
 - ①各都道府県へ内定通知を送付
 - ②内定内容に関する変更願への対応
 - ③変更に伴うスケジュール表の訂正作成
3. 映画フィルム搬送表の作成（5月上旬）
 - ①映画フィルム搬出入について、搬送委託業者との日程調整
 - ②フィルムセンターからの搬出及び再搬入の予定表を作成
 - ③上記「2. 内定通知」の変更願いに伴う搬送表の訂正作成
4. 「鑑賞の手引き」の編集作業（5月上旬）
フィルムセンター担当者（映画室）と打合せの上、編集作業を実施する。
5. 実施委員会資料の作成（5月下旬に委員会を開催予定）
平成21年度報告
 - ①実施会場状況一覧（入場者数、上映回数等）

- ②アンケート集計
- ③会場からの意見・感想の抜粋一覧表を作成
- ④会場における映画上映事業の一覧表を作成

平成22年度計画

- ①プログラムリストの作成
- ②実施予定会場リストの作成

*実施委員会にて年度計画の了承を得た後、決定通知を実施予定会場へ発送

6. 決定通知等（実施委員会了承後）

- ①決定通知の内容に関する変更への対応

（変更依頼書の要請、搬送委託業者への連絡調整など）

*文化庁より各都道府県へ決定通知の発送

*フィルムセンターより各上映会場へ搬送表の発送（FAX）

7. 「鑑賞の手引き」を送付（6月上旬）

- ①各上映会場からの希望に応じて広報用に前年度の「鑑賞の手引き」を送付

- ②各上映会場へ今年度の「鑑賞の手引き」を発送の手配

*各上映会場への必要部数及び納品期限について、フィルムセンターと調整・決定

*印刷制作請負業者及び発送業者との連絡調整

*フィルムセンター必要分は、フィルムセンター業務担当へ送付

*なお、今年度の「鑑賞の手引き」の発送に係る経費は甲が負担する。

8. 事業の実施（平成22年7月12日～平成23年3月14日（予定））

- ①報告書（集計表）の作成

*各上映会場からの実施報告書を基に随時記載

9. 開催会場の視察

フィルムセンターと協議の上、以下の業務について行うものとする。

- ①学識者及び開催会場との調整を図り、視察先、日程を決めるものとする。

- ②学識者（1名）の視察に対し、乙1名が随行するものとする。

- ③視察期間は一泊二日で行うものとする。

- ④視察回数は事業の実施期間中3回とし、実施調査費は本案件に含めるものとする。

- ⑤視察旅費については、別途当館から乙に支払うものとする。

10. 平成23年度の準備

- ①実施内容およびプログラムについて検討ならびに都道府県へ発送する資料の作成準備（11月末）

- ②実施についての照会文書（実施要領、回答様式、留意事項、プログラムリスト）を作成する。（12月中旬）

- ③実施細目、実行委員会規約、アンケート用紙、フィルム取扱注意事項などの作成および全国興行生活衛生同業組合連合会より会員名簿を入手し、フィルムセンターの鑑を添付して都道府県担当者へ発送（1月中旬）

④都道府県からの回答文書の取りまとめ（2月末）

1 1. 報告書（集計表）の提出

平成22年度の実施報告書（集計表）を平成23年3月31日までに提出。

1 2. その他

- (1) 「鑑賞の手引き」の印刷代金については、甲が負担する。
- (2) 映画フィルムの搬送費については、甲が負担する。
- (3) 上記（1）（2）以外の発送及びその他消耗品に係る経費は乙の負担とする。
- (4) 開催決定会場の中止等についてフィルムセンターとの連絡調整を行う。
- (5) その他、本事業の実施に際して、不明な点等はフィルムセンターと協議すること。